

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

意見述べた件二件	四六
○土地収用法により事業の認定をした件	四六
○道路の供用を開始する件	四〇
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	四〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件	四三
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則	四六
○大規模小売店舗立地法により県が	

## 規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年十二月九日

### 福島県規則第八十一号

#### 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二号様式その三を同様式その四とし、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。  
その2 (天災その他やむを得ない事由による滞納に係る自動車税納税証明書)

福島県知事 佐藤 雄 平

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

年度 第 号

登録番号	福島 いわき 会津
------	-----------------

車台番号	
------	--

上記自動車に係る自動車税については、滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証明します。

年 月 日

福島県 地方振興局長 印

証明書の有効期限	年 月 日
----------	-------

摘 要

- この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査以外には使用できません。
- 登録番号等の記載事項を訂正したものは無効です。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

## 告 示

### 福島県告示第五百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業ま

ちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドッポ郡山本店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
エコス棚倉店・セキショウ棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町七十二番  
ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 起業者の名称  
福島市
- 二 事業の種類  
松川支所・松川学習センター整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地  
1 収用の部分 福島県福島市松川町字土腐及び字杉内地内  
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断され

るため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

松川支所・松川学習センター整備事業(以下「本件事業」という。)は、現在それぞれ別の場所に整備されている松川支所と松川学習センターを合築して建て替えるものであり、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による公民館に関する事業及び同条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、福島市総合計画において、効率的な行政運営の推進及び生涯学習社会の形成を図るため、松川支所及び松川学習センターの改築を進めることとしている。また、平成二十七年四月からの供用開始に向けて、今年度、起業地取得のための予算措置を講じている。

以上のことから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められるため、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

現在の建物は、松川支所が昭和三十五年に、松川学習センターが昭和五十年に建設されたものであり、いずれも老朽化が進んでいる。平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災においては、窓ガラスが割れるなどし、行政機能が一時停止する事態となった。

また、多くの住民が利用する公共施設であるにもかかわらず、建物内に段差が多いなど、高齢者や障害者に配慮した構造になっていない。

さらに、松川学習センターは、当初公民館として建設されたものであるため、多目的ホール等の施設が無く、生涯学習の拠点となる学習センターとしては狭隘である。

このような状況の中、本件事業の施行にあたり、起業者は、建物の安全性を高め、ユニバーサルデザインに配慮することとしているため、災害時においてもそれぞれの機能を果たすことができるようになることともに、高齢者や障害者も利用しやすい施設となる。

また、学習センター内に新たに多目的ホールを設置したり図書室を拡充することにより、住民の幅広いニーズに応えることができるようになる。

なお、本件事業においては、松川支所と松川学習センターを合築することとしているが、合築により住民の利便性の向上や設備の共用による維持管理費の低減が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

起業者が関係機関に対して行った調査によれば、起業地周辺において希少野生

動植物の生息及び生育は確認されず、埋蔵文化財についても、起業地は包蔵地外とのことであった。

また、起業地は、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域には指定されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定にあたって、松川地区内の三か所を候補地とした上で比較検討を行っているが、地理的条件及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、新たに整備する施設の規模についても、合築されている市内の他地区の支所及び学習センターと比較して過大なものではなく、適切なものと認められる。したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

福島市地域防災計画によれば、災害時には市内の各支所に災害対策現地本部が設置されることとなるが、現在の松川支所の建物は老朽化が進んでいるため、災害時に災害対策現地本部としての機能を果たすことができなくなるおそれがある。また、地区住民の代表者からなる松川支所及び松川学習センター改築促進協議会より、早期の事業施行を求める要望が出されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

5 結論  
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

起業地を表示する図面の長期縦覧の場所  
福島市役所財務部管理課及び松川支所  
(土木総務課用地室)

福島県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字大成沢字ブナ山一〇四一番一地从先から 同 郡同 町大字大成沢字谷滝一三四番地 先まで	平成二十三年十二月九日

(道路計画課)

公 告

公告第二百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人未来創造センターTomorrow

三 代表者の氏名

増田 実夫

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市花園町二番二十九号

五 定款に記載された目的

当法人は、市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対して地域問題解決を最終目標とする教育環境の充実の為の人材育成と周辺教育環境整備への支援事業及び共働・連携事業を行うことにより、教育環境や社会環境の整備、社会教育を提供する場の実現、雇用問題の解決などに貢献し、若者が夢を持って将来を描き、希望を持って就業する事が出来る活力ある社会の構築を目指すことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十一月三十日
- 二 名称  
NPO法人環境ラボラトリー福島
- 三 代表者の氏名  
古川 昌宏
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市安積町荒井字北田十八番地の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福島県民や共通の目的を持つ者に対して、放射性物質を除去すること  
即ち除染に関する事業を行い、東日本大震災後の福島県民の健康と安全、安心に寄与  
すること及び国際貢献に資することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の  
登録の有効期間を次のとおり更新した。  
平成二十三年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限	
			窒素全量	りん酸全量	加里全量					含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
			3.0	8.0	—					

(農業総合センター)